

# 0～2歳児の保育料について

(月額:円)

入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間 【11時間保育料】	保育短時間 【8時間保育料】
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2階層	第3階層のうち ひとり親世帯・在宅障害者世帯	0	0
第3階層	市町村民税・非課税世帯	0	0
第4階層	第5・第6・第7階層の一部のうち ひとり親世帯・在宅障害者世帯	6,000	6,000
第5階層	市町村民税・均等割のみ課税世帯	14,000	13,100
第6階層	市町村民税・所得割課税世帯	48,600円未満(※1)	15,500
第7階層		48,600円以上 97,000円未満 (※1)	23,500
第8階層		97,000円以上 133,000円未満 (※1)	31,000
第9階層		133,000円以上 169,000円未満 (※1)	38,000
第10階層		169,000円以上 235,000円未満 (※1)	45,000
第11階層		235,000円以上 301,000円未満 (※1)	52,000
第12階層		301,000円以上 397,000円未満 (※1)	62,000
第13階層		397,000円以上(※1)	71,000

## 【第2子・第3子以降の保育料の軽減について】

### ○基本制度

小学校就学前の範囲内で、保育所・認定こども園(保育標準時間・保育短時間)に入所しているお子さんが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子として、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料とする保育料の軽減があります。 ※上の子が2号認定(無償の対象)で在園の場合も、その子を第1子としてカウントします。

○上記の基本制度に加えて、以下の場合も軽減の対象となります。

### 《第3子以降》

第4階層から第7階層までの場合は、生計を一にする子が小学校就学後の年齢であっても、第3子以降は無料とします。また、第8階層から第13階層までの場合は、生計を一にする子が小学校就学後の年齢であっても、第3子以降は半額とします。

### 《第2子》

第5階層から第7階層まで的一部(市町村民税・所得割課税額 57,700円未満世帯)の場合は、生計を一にする子が小学校就学後の年齢であっても、第2子は半額とします。

### 《ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯》

第5階層、第6階層、第7階層の一部(市町村民税・所得割課税額 77,101円未満世帯)のひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯については第4階層となります。また、生計を一にする子の年齢にかかわらず、第2子以降は無料とします。

表の(※1)の金額は、市町村民税所得割の金額です。

この市町村民税所得割額は、「寄附金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」、「配当控除」及び「住宅借入金等特別税額控除」を控除しないで計算した金額となります。

## 保育料の支払い方法

- 保育料のお支払いは以下のとおりとなります。

《公立施設及び民間保育所の場合》

- ・保育料のお支払いは、口座振替となります。
- ・口座振替日は、毎月26日です。(26日が土・日・祝日の場合は翌営業日)
- ・口座振替日に引き落としができなかった場合は、翌月の15日(15日が土・日・祝日の場合は翌営業日)に再度引き落としの手続きを行います。

《民間の認定こども園及び地域型保育》

施設指定の方法となりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

- 家庭の都合により1日も登園しなかった場合や、月の途中で入園される場合も、保育料の日割り計算はしませんので、その月の保育料を全額お支払いいただきます。

